

平成28年第2回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 信 夫 班 長 兼 副 主 幹 加 藤 潤
主 事 須 田 拓 也

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐 藤 正 之	商 工 課 長	齋 藤 和 幸
観 光 課 長	佐 藤 均	消 防 次 長 兼 通 信 指 令 課 長	伊 藤 伸 司
消 防 本 部 総 務 課 長	加 藤 十 二		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

平成28年3月8日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第29号 物品取得契約の一部変更についての専決処分の報告及びその承認について
(専決第1号)
- 第2 議案第30号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 第3 議案第31号 にかほ市行政不服審査関係手数料条例制定について
- 第4 議案第32号 にかほ市職員の退職管理に関する条例制定について
- 第5 議案第33号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第34号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第35号 にかほ市働く婦人の家条例を廃止する条例制定について
- 第8 議案第36号 にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第37号 にかほ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定について
- 第10 議案第38号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第39号 にかほ市空家等の適正管理に関する条例制定について
- 第12 議案第40号 にかほ市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第41号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第42号 にかほ市下水道事業等審議会条例制定について
- 第15 議案第43号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第44号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第45号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第18 議案第46号 市道路線の廃止について
- 第19 議案第47号 市道路線の認定について
- 第20 議案第48号 市道路線の変更について
- 第21 議案第49号 市道路線の変更について
- 第22 議案第50号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第23 議案第51号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第24 議案第52号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第25 議案第53号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について
- 第26 議案第54号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第27 議案第55号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について

- 第28 議案第56号 平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第29 議案第57号 平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第58号 平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第31 議案第59号 平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第32 議案第60号 平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について
- 第33 議案第61号 平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第34 議案第62号 平成28年度にかほ市一般会計予算について
- 第35 議案第63号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第36 議案第64号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第37 議案第65号 平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第38 議案第66号 平成28年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第39 議案第67号 平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第40 議案第68号 平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第41 議案第69号 平成28年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第42 議案第70号 平成28年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第43 議案第71号 にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 第44 一般会計予算特別委員会の設置
- 第45 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第29号物品取得契約の一部変更についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）から日程第43、議案第71号にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案43件を一括議題といたします。

これから議案に対する質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

はじめに、議案第29号物品取得の契約の一部変更についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）から議案第52号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてまで24件の質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第29号から議案第52号まで24件の質疑を終わります。

次に、議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。4番佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての質疑を行います。

7款1項2目23節償還金利子及び割引料について、関連して質疑いたします。

一つ目は、厚生労働省の報告で厚生労働省の責任についての言及は認識しておられましたか。

二つ目は、1,873万9,000円の数字の根拠は。この件で県と国の負担はないのですか。

三つ目は、市は県、厚生労働省と交渉したのか。また、県は厚生労働省と交渉した経緯はあるのか、お伺いいたします。

四つ目は、会計検査院の平成26年度決算検査報告のD i o ジャパンが受託した緊急雇用創出基金事業の不適正支出は、厚生労働省が算定方法を明示しなかったのが発生の原因との指摘を、どう受け止めておられますか。

五つ目は、会計検査院から事務機器リース料不適正算定は、厚生労働省が算定した設定を明示しなかったのが発生原因との指摘を受け、平成27年5月に実施要領を改定し、明示し、都道府県に諮っておりますが、この点につきましてどう受け止めておられますか。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、御質問に対して私の方から御説明をいたします。

一つ目の厚生労働省の最終報告で、厚生労働省の責任についての言及は認識していたかとの御質問でございますが、厚生労働省の調査、最終報告につきましては、平成27年11月6日に公表をされておりますが、この最終報告で厚生労働省の責任に言及した内容については掌握しておりません。厚生労働省みずからの責任への言及は、なかったのではないかとの認識でおります。

最終報告の10日後には、にかほ市議会報告会を開催いたしまして、厚生労働省が発表したプレスリリースの内容と確定になった不正額について説明を行っておりますが、その際、資料1として厚生労働省が公表した緊急雇用創出事業に係る株式会社D i o ジャパン関連子会社への調査、最終報告、そして資料2といたしまして、商工課が作成した委託事業の概要と不適正事案の内容についての一覧表をお配りしております。これがその当時、当方で掌握しておりました内容の全てということになります。

二つ目、1,873万9,000円の数字の根拠は。県と国の負担はないのですかと御質問に対してでご

ざいます。補助対象経費として不適切とされました1,873万9,000円の内容につきましては、11月16日の議会報告会における説明、お出しした資料のとおりでございますが、にかほコールセンターにおいては四つの項目に指摘がされております。一つ目がU S Bメモリ梱包作業のほか業務に従事させた事案であります。これに係る支出が97万6,640円でございます。二つ目が、営業研修や総務研修などO J Tと認められない業務に従事させた事案、これに係る支出が970万29円でございます。三つ目が、委託事業により雇った労働者を講師として他のコールセンターへ出張させた事案、これに係る支出が6,976円でございます。四つ目が、委託期間外に係るシステムリース料として、不適正とされた支出額805万4,964円でございます。なお、この四つ目のリース料につきましては、契約書のそごにより、1ヵ月分のリース料の対象経費とならなかったものでございまして、四つ目の方の御質問にありますけれども、会計検査院の指摘とは関連しないものでございます。

以上、四つの項目が不適正事案とされた額1,873万8,609円の内訳となります。

これらに対する国の、あるいは県の負担はございません。

三つ目、市は県、厚生労働省と交渉したのか、また、県は厚生労働省と交渉したのかとの御質問でございますが、国や県の担当者との間では、厚生労働省の最終報告が公表されるまでの間、電話やメールによるやり取りは常時行ってきております。その中で平成26年9月から平成27年8月までに厚生労働省との文書による協議1回、厚生労働省の本省を訪問しての協議を3回行っております。

秋田県に対しましては、県担当と連携して、国の協議を行うなどのほか、県に対しましては要望活動を一回行っております。

また、県につきましては、昨年12月と本年1月の2回にわたり、厚生労働省との返還金の額についての協議を行っております。

四つ目、不適正支出は厚生労働省が算定方法を明示しなかったのが発生の原因との会計検査院の指摘を、どう受け止めるのかとの御質問でございますが、はじめに確認をしておきたいと思いますが、にかほコールセンターにおける補助金の返還を伴う四つの不適正事案の中には、佐々木議員が御質問で取り上げられている会計検査院の指摘に起因したものは含まれておりません。

御質問の会計検査院の指摘は、厚生労働省が基金事業の対象経費となる適正なリース料を算定するために必要なリース期間の設定方法について、実施要領等に明示しなかったことによるものとしてございまして、このことにより会計検査院では、国・厚生労働省に対し、実施要領を改善するなどの是正措置を求めるとして、処置要求にしております。この処置要求としたことで交付金の返還は発生しないことになり、にかほコールセンターにおいても、これに関連した返還は発生しておりません。

御質問の会計検査員の指摘を、どう受け止めるかにつきましては、国の事業執行上に原因があったとして会計検査院は国への処置要求としたことは、妥当なものと考えております。

五つ目でございますが、会計検査院から事務機器リース料不適正算定は、厚生労働省が算定した設定を明示しなかったのが発生の原因との指摘を受け、平成27年5月、実施要領を改正し、明示し、都道府県に諮っているが、どう受け止めるのかとの御質問でございます。

厚生労働省は平成27年5月に行った実施要領の改正により、適正なリース期間の算定方法を明示し、

4月に遡及して適用を図っておりますが、これにつきましては会計検査院の指摘にあわせ、妥当に処理されたものと捉えております。

また、四つ目で申し上げましたとおり、にかほホールセンターにおいては、これに関連した返還は発生していないものでございます。

以上です。

●議長（菊地衛君） これで議案第53号についての質疑を終わります。

次に、議案第54号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてから議案第61号平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、8件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第54号から議案第61号まで、8件の質疑を終わります。

次に、議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 平成28年度にかほ市一般会計予算について質疑いたします。

49ページ、池田修三美術館展開事業を実施するため、新たな地域おこし協力隊関連費用を2款1項9目に計上しています。

1、市で想定する地域おこし協力隊が行う具体的内容を伺います。

2、DMO（観光地域づくり推進法人）が行う事業とのかかわりについてお伺いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、伊東議員の質問にお答えします。

一つ目の地域おこし協力隊が行う具体的な内容についてでございますが、池田修三美術館設立に向けた事業を務めていただくこととなります。具体的には、美術館の修繕、駐車場等の整備、池田修三関連商品の開発、ガイドブックの作成、ラッピングの作成などを想定しております。

あわせて、郷土資料館にある池田修三氏の作品約2,700点の整理及び調査を進めていただくこととなります。

また、作品展示会、イベントなどの補助、出前講座の講師なども担っていただきたいと考えております。

3年計画というふうに考えておりますけれども、任期終了後は美術館の運営や起業等の形で、にかほ市に定住をしていただければと、そのように考えているところです。

二つ目のDMOが行う事業とのかかわりについてでございますけれども、今申し上げたとおり、3年間は地域おこし協力隊として活動をしていただきますけれども、その間にDMOの法人の設立、これにも関与していただきたいと考えております。3年の任期終了後も美術館の運営などDMOのスタッフとして、その場で活躍をしていただきたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） にかほ市には観光の方の地域おこし協力隊員が、もう既に1名おるわけです。

ね。所管の課は違うんですけども、目的としては同じというか交流人口を増やす、観光振興ということも兼ね合わせているわけですけども、この場合の兼務ということは考えられなかったのかということをお伺いしたいのと、あと、商品開発についてですけども、商品開発をするためのその資格とか、そういうものについてはどのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 1点目の観光サイドの今現在の地域おこし協力隊、こちらは既に2年経過しております、この場合ですと残り1年ということになります。こちらでは、これからこの取り組みをするということで、加速化交付金事業として主体はそのような形で今申請をしている段階でございますので、今後の計画として池田修三関連に特化した形で組織づくり、あるいは事業を展開していきたいというふうに考えていますので、そちらとの併用といいますか活用は別物として捉えています。

それから、資格うんぬんについては、そこまでは現在考えておりません。

●議長（菊地衛君） これで13番伊東温子議員の質疑を終わります。

次に、4番佐々木春男議員の質疑を許します。4番。

●4番（佐々木春男君） それでは、9款1項3目15節工事請負費についてお伺いいたします。

市内のポンプ車庫総数と改築の基準、今回の改築棟数は何棟なのかお伺いいたします。

関連して、もう一つやってもよろしいですか。——それでは続けてもう一つ、9款1項3目18節備品購入費に関連して質疑いたします。

市内のポンプ車総数と更新の基準については、どうなっておりますか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、消防長。

●消防長（伊東善輝君） では、佐々木議員の質疑にお答えいたします。

一つ目の市内ポンプ車庫総数と改築の基準と今回の改築棟数についてであります。現在、市内には42カ所のポンプ車庫があります。築30年以上の車庫及び地区要望を踏まえまして、更新、建て替えを計画しております。平成28年度に計上されておりますのは、田爪の一棟であります。

二つ目の市内ポンプ車総数と更新の基準についてであります。現在、市内にはポンプ自動車6台と小型動力ポンプ付き軽積載車38台の計44台のポンプ車があります。ポンプ自動車は、購入後24年を経過した車両を対象とし、小型動力ポンプ付き軽積載車は購入後20年を経過した車両を対象に更新を計画しております。ポンプ車の経過年数については、消防年報に掲載しておりますので、御参照していただきたいと思います。

現在、24年を経過したポンプ自動車はありませんが、小滝のポンプ自動車の老朽化が著しいことから、平成28年度に更新する予定を計上しております。

ただ、ポンプ自動車については、平成29年6月施行予定であります道路交通法の改正によりまして、免許取得に関し、現在のポンプ自動車は準中型車扱い、3.5トンから7.5トン未満となりまして、普通免許では運転できなくなることから、今後は普通免許でも運転できる小型動力ポンプ付き普通積載車に更新することを計画しております。

以上です。

●議長（菊地衛君） これで議案第62号についての質疑を終わります。

次に、議案第63号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についてから議案第71号にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定についてまで、9件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第63号から議案第71号まで、9件の質疑を終わります。

日程第44、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第53号及び議案第62号の審査のため、議長を除く18人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。10番佐々木弘志議員。

しばらく休憩します。

午前10時22分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

2番	渡部	幸悦	3番	佐々木	雄太
4番	佐々木	正明	5番	奥山	収三
6番	伊藤	知	7番	伊藤	竹文
8番	飯尾	明芳	9番	市川	雄次
10番	佐々木	弘志	11番	佐々木	平嗣
12番	小川	正文	13番	伊東	温子
14番	鈴木	敏男	15番	佐々木	春男
16番	宮崎	信一	17番	加藤	照美
18番	佐藤	元	19番	佐藤	文昭

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	佐藤	信夫	班長兼副主幹	加藤	潤
主事	須田	拓也			

.....

説明員

市長	横山	忠長	副市長	須田	正彦
教育長	齋藤	光正	総務部長 (危機管理監)	齋藤	均
財務部長	佐藤	正春	市民福祉部長	伊東	秀一
農林水産建設部長	佐藤	正	商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木	敏春
教育次長	齊藤	義行	ガス水道局長	高橋	元
消防長	伊東	善輝	会計管理者	齋藤	洋

総務部総務課長	齋藤隆	企画課長	佐々木俊哉
財政課長	佐藤正之	商工課長	齋藤和幸
観光課長	佐藤均	消防次長兼通信指令課長	伊藤伸司
消防本部総務課長	加藤十二		

.....

午前10時23分 開 会

●年長委員（佐々木弘志君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に15番佐々木正明委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、14番鈴木敏男委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（佐々木弘志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には15番佐々木正明委員、副委員長には14番鈴木敏男委員が決定しました。

15番佐々木正明委員、14番鈴木敏男委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前10時24分 休 憩

午前10時25分 再 開

【一般会計予算特別委員長（佐々木正明君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に指名されました佐々木です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第53号及び議案第62号を、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前10時26分 散 会

.....

午前10時27分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第45、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっている議案第29号から議案第71号までの43件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第1号から陳情第5号については、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前10時28分 散 会
